

# 愛知県精神医療センター 医療観察法病棟地域連絡会議規程

## (目的等)

第1条 心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）第16条に定める指定入院医療機関として、愛知県精神医療センターは、医療観察法病棟（以下「南病棟」という。）の安全かつ円滑な運営及び地元関係者等と密接な連携を図ることを目的として医療観察法病棟地域連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 前項の目的を達成するため、連絡会議では定期的に関係者が参集のうえ、指定入院医療機関の運営状況及び医療観察法の施行状況を報告し、かつ、意見交換を行うこととする。

## (規程の閲覧)

第2条 この規程は、各地域住民等が容易に閲覧できるように配慮する。

## (連絡会議の構成員)

第3条 連絡会議の構成員は、次のとおり地域住民代表者、関係機関職員及び愛知県精神医療センター職員により構成する。

(1) 次に掲げる地域住民代表者

ア 名古屋市の該当学区

(2) 次に掲げる関係機関職員

ア 名古屋保護観察所

イ 愛知県保健医療局健康医務部医務課

ウ 名古屋市健康福祉局健康部

エ 名古屋市千種保健センター

オ 名古屋市千種区役所

カ 愛知県千種警察署

キ 名古屋市千種消防署

(3) 次に掲げる愛知県精神医療センター職員

ア 院長、副院長及び南病棟の病棟医

イ 事務長

ウ 看護部長及び南病棟看護師長

エ その他院長が指名する者

2 構成員の任期は原則1年とする。また、構成員名簿を別に備えることとし、人事異動等の都度構成員名簿を更新する。

3 議長は院長とし、会議の会務を総理する。

4 副議長は副院長とし、議長に事故等ある場合は副議長が代行する。

5 議長は必要に応じ、構成員以外の者を出席させることができる

#### (連絡会議の開催方法等)

第4条 連絡会議は、原則年1回開催するものとするが、各構成員から要請があった場合は、必要に応じ、臨時の連絡会議を開催することができる。

2 会議は、議長が招集する。

#### (連絡会議の議題等)

第5条 連絡会議の議題は、次に掲げる事項とする。

- (1) 医療観察法の仕組み等の説明及び情報提供に関すること
- (2) 愛知県精神医療センター全体の運営状況に関すること
- (3) 南病棟の運営状況に関すること
- (4) 離院等緊急時の連絡体制の確保等に関すること
- (5) その他

2 前項第1号に定める情報提供は、南病棟の患者数・年齢構成・病名等について行うこととするが、対象者の個人情報保護について十分に配慮しなければならない。

#### (相談窓口の設置)

第6条 広く地域住民等からの意見等を聴くため、愛知県精神医療センター内に恒常的な相談窓口を設置する。

2 相談窓口の対応方法等は下記のとおりとする。

- (1) 窓口担当者は、愛知県精神医療センター事務部とし、窓口責任者は事務長とする。
- (2) 寄せられた意見等について、愛知県精神医療センター内で検討を加え、また、必要に応じ関係機関とも調整のうえ、迅速に対処しなければならない。
- (3) 対処内容等結果については、当事者に伝えるとともに、連絡会議で報告する。また、愛知県精神医療センターホームページへの掲載や必要に応じて名古屋市又は区の広報等により周知する。
- (4) 意見等を提出した者が不利益を受けないよう適切な配慮を行う。

#### (庶務)

第7条 この会議の庶務は、事務部企画・経営グループが担当し、開催案内、議事録の整理等の事務を行う。

#### 附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。